草地比率の高い草地の取扱い

（１） 「草地比率の高い草地」の適用基準（第６期対策）

＜実施要領＞

積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が 70%以上である市町村内に存在する草地（以下、「草地比率の高い草地」という。）

＜実施要領の運用＞

「草地比率の高い草地」とは、１日の平均気温を５月 15 日から 10 月５日までの期間において積算したものが①2,300℃未満の基準を満たす地域内に存在する農用地が当該市町村の農用地の大宗※を占め、かつ、②草地比率が 70%以上の市町村又は地域に存在する草地とする。

なお、②草地比率の算出に用いるデータは、2015 年農林業センサス又は 2020 年農林業センサスの農業経営体調査結果の経営耕地面積、牧草専用地面積とし、市町村内の農用地が道の第三者機関において、気候等により明確に区分されると認められた場合には、市町村内を区切って草地比率を判定することができる。　　※「太宗」とは 70%以上

参考)各対策期間毎に使用した積算気温データ

対策期	第１期対策 H12～H16	第２期対策 H17～H21	第３期対策 H22～H26	第４期対策 H27～R1	第５期対策 R2～R6	第６期対策 R7～R11	第７期対策 R12～R16
公表後の経過年数	18	23	28	33	10	15	
積算気温	日本気象協会北海道支社作成「1kmメッシュ気候値」						
データ対象期間	①1953～1982 S28～S57(30年間)				②1981～2010 S56～H22(30年間)		③1991～2020(予定)
データ公表時期	②H23(2011)→準備				③R3(2021)→準備		
草地比率	1995年センサス	2000年センサス	2005年センサス	2005年又は 2010年センサス	2010年又は 2015年センサス	2015年又は 2020年センサス	2020年又は 2025年センサス

（２）第６期対策における積算気温の要件確認に 1981～2010 年のデータを使用した経緯

気象庁の平年値における積算気温の定義は 30 年平均であり、短期間の変動に左右されない長期的な分析が妥当。

気象庁では 10 年置きに観測データを公表しており、最新は令和３年に公表された 1991～2020 年のデータだが、算定に用いるデータの対象年や見直し時期については、国要領等に定められておらず、次の理由により、1981～2010 年のデータを使用。

① 第５期対策で体制整備(10 割単価)に取り組む協定は、10 年後となる令和 11 年に向けた集落戦略を作成しており、第６期対策の認定時（R7）においては、５年しか経過していない。

② 気温分布の変化により対象外となった場合、交付金等の活用を視野に入れた地域農業としての維持・再構築の検討に時間を要する。

③ 国は令和９年度から水田政策を抜本的に見直すとし、中山間直払についても「条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する」とされたため、現時点での要件変更は現場に混乱を来す恐れ。

以上のことから、酪農の農業体系が変わっていない現状を鑑み、短期間（５年間）でのデータの見直しは適切ではないと判断。

（３）第７期対策（次期 R12～）において要件確認に使用するデータについて

○　積算気温の判定に関して、データの更新に伴い、積算気温分布の変化から、2,300℃未満の割合が 70%を下回った場合、市町村単位で交付対象から外れることとなる。

○　同様に、草地比率の判定は、草地以外の飼料作物（デントコーン等）の作付けなどにより、草地比率が基準の 70%を下回った場合、交付対象外となる仕組みだが、草地比率の算定に使用する農林業センサスは、第４期対策以降、二つの対策期に跨がった二つのセンサスデータから選択できる制度となっている。

○　これまで交付対象であった市町村が交付対象外となった場合、当該市町村においては、地域農業の継続に向けた支援事業などの対策の検討に時間を要することから、公表されてから数年の検討期間を設けることが望ましい。

○　次回の積算気温データの公表は、令和 13 年の予定であり、第７期対策の途中となる。

以上のことから、第７期対策では 1991～2020 年データを使用する方向で検討を進める。

（使用するデータ）

積算気温：1991～2020 年の平年値データ（R3 公表）
草地比率：2020 年農林業センサス又は 2025 年農林業センサス

（４）第７期対策における判定見込み

上記データにより要件判定された場合、次の市町村が要件未達となる見通し。

積算気温：

草地比率：

→関係市町村と随時協議を行い、対応を検討する。